

子ども・子育て新システムに関する 中間取りまとめの概要

厚生労働省
雇用均等・児童家庭局

平成23年9月28日

次世代育成支援の構築に向けた検討経緯

明日の安心と成長のための緊急経済対策
(平成21年12月8日閣議決定)

- 幼保一体化を含めた保育分野の制度・規制改革
幼保一体化を含め、新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築を進める。
このため、主担当となる閣僚を定め、関係閣僚の参加も得て、新たな制度について平成22年前半を目途に基本的な方向を固め、平成23年通常国会までに所要法案を提出する。
(ア) 利用者本位の保育制度に向けた抜本的な改革
(イ) イコールフットイングによる株式会社・NPOの参入促進
(ウ) 幼保一体化の推進

新成長戦略(基本方針)
(平成21年12月30日閣議決定)

- 幼保一体化の推進、利用者本位の保育制度に向けた抜本的な改革、各種制度・規制の見直しによる多様な事業主体の参入促進等による待機児童解消
(平成22年6月18日 閣議決定)

社会保障審議会
少子化対策特別部会

- 平成20年3月より、次世代育成支援のための新たな制度設計に向けた検討を開始
○ 平成21年2月24日に第1次報告のとりまとめ
○ 平成21年12月25日に議論の整理

子ども・子育てビジョン(平成22年1月29日閣議決定)

- 保育サービス、放課後児童クラブなど今後の子育て支援策の総合的な推進のために策定。あわせて今後5年間の数値目標の策定

子ども・子育て新システム検討会議(平成22年1月29日少子化社会対策会議決定)

- 第1回 4月27日 「子ども子育て新システムの基本的方向」をとりまとめ
○ 第2回 6月25日 「子ども子育て新システムの基本制度案要綱」をとりまとめ(平成22年6月29日少子化社会対策会議決定)

社会保障改革の推進について(平成22年12月14日閣議決定)

- 優先的に取り組むべき子ども子育て対策・若者支援対策として、子ども手当法案、子ども・子育て新システム法案(仮称)及び求職者支援法案(仮称)の早期提出に向け、検討を急ぐ。

社会保障・税一体改革成案(平成23年6月30日政府・与党社会保障改革検討本部決定)

- 厚生労働省案に示す「社会保障制度改革の基本的方向性」(略)を踏まえ、①子ども・子育て支援、若者雇用対策②...
についてまず優先的に取り組む。
○ 子ども・子育て新システムの制度実施等に伴い、地域の実情に応じた保育等の量的拡充や幼保一体化などの機能強化を図る。
○ 2015年段階における各分野ごとの追加所要額(公費)は、I 子ども・子育て 0.7兆円程度(税制抜本改革以外の財源も含めて1兆円超程度の措置を今後検討)と見込まれる。

子ども・子育て新システム検討会議(平成23年7月29日少子化社会対策会議決定)

- 第3回 7月27日 子ども・子育て新システムに関する中間とりまとめについて(平成23年7月29日少子化社会対策会議決定)

子ども・子育て新システム検討会議体制図

少子化社会対策会議

※全閣僚で構成

行政刷新会議

「子ども・子育て新システム検討会議」

【共同議長】 古川 元久 国家戦略担当大臣
蓮 舫 内閣府特命担当大臣（少子化対策・行政刷新）

【構成員】 川端 達夫 総務大臣
安住 淳 財務大臣
中川 正春 文部科学大臣
小宮山 洋子 厚生労働大臣
枝野 幸男 経済産業大臣
内閣官房副長官（政務）

「作業グループ」

【主 査】 内閣府副大臣又は大臣政務官（少子化対策）

【構成員】 総務副大臣又は大臣政務官
財務副大臣又は大臣政務官
文部科学副大臣又は大臣政務官
厚生労働副大臣又は大臣政務官
経済産業副大臣又は大臣政務官
内閣府大臣政務官（国家戦略担当）

「子ども・子育て新システム検討会議事務局」

【事務局長】
内閣府副大臣（少子化対策）

【事務局長代理】
関係府省の局長クラスから事務局長が指名

【事務局次長】
関係府省の審議官クラスから事務局長が指名

【事務局員】
関係府省の職員から事務局長が指名

基本制度ワーキングチーム

幼保一体化ワーキングチーム

こども指針（仮称）ワーキングチーム

基本制度・幼保一体化・こども指針(仮称)ワーキングチームの設置

(平成22年9月16日子ども・子育て新システム検討会議作業グループ決定)

子ども・子育て新システム検討会議作業グループ(副大臣、政務官級会合)の下に、以下の3つのワーキングチームを設置。

子ども・子育て新システム検討会議作業グループ

基本制度WT

- ・ 子ども・子育て新システムの検討に当たって、子ども・子育て新システムの全体像や子ども・子育て会議(仮称)の運営の在り方等について、関係者と意見交換等を行う
- ・ 「子ども・子育て会議(仮称)」への移行も視野に入れて開催
- ・ 「幼保一体化ワーキングチーム」及び「こども指針(仮称)ワーキングチーム」における検討状況について、必要に応じて、報告を受ける

【開催実績】
14回開催

幼保一体化WT

- ・ こども園(仮称)の機能の在り方など、幼保一体化の具体的な仕組みを専門的に検討する
- ・ 本ワーキングチームにおける検討状況については、必要に応じて、「基本制度ワーキングチーム」に報告する

【開催実績】
9回開催

こども指針(仮称)WT

- ・ 専門的検討が必要であり、また期間を要する「こども指針(仮称)」について、先行して議論を開始する
- ・ 本ワーキングチームにおける検討状況については、必要に応じて、「基本制度ワーキングチーム」に報告する

【開催実績】
6回開催

各ワーキングチーム構成員

「基本制度ワーキングチーム」の構成員

◎	内閣府副大臣又は大臣政務官
秋田 喜代美	東京大学大学院教育学研究科教授
池田 多津美	全国国公立幼稚園長会会長
○大日向 雅美	恵泉女学園大学大学院平和学研究科教授
岡本 直美	日本労働組合総連合会会長代行
奥山 千鶴子	NPO法人子育てひろば全国連絡協議会理事長
尾崎 正直	全国知事会子ども手当・子育て支援プロジェクトチームリーダー、高知県知事
菊池 繁信	全国保育協議会副会長
倉田 薫	全国市長会社会文教委員長、大阪府池田市市長
駒村 康平	慶応義塾大学経済学部教授
坂崎 隆浩	日本保育協会理事
高尾 剛正	日本経済団体連合会少子化対策委員会企画部会長
田中 常雅	東京商工会議所人口政策委員会共同委員長
田中 啓	静岡文化芸術大学文化政策学部教授
中島 圭子	日本労働組合総連合会総合政策局長
北條 泰雅	全日本私立幼稚園連合会副会長
宮島 香澄	日本テレビ放送網解説委員
○無藤 隆	白梅学園大学子ども学部教授
両角 道代	明治学院大学法学部教授
山縣 文治	大阪市立大学生生活科学部教授
山口 洋	日本こども育成協議会副会長
渡邊 廣吉	全国町村会常任理事、新潟県聖籠町長

「幼保一体化ワーキングチーム」の構成員

秋田 喜代美	東京大学大学院教育学研究科教授
入谷 幸二	全日本私立幼稚園連合会政策委員会委員長
大橋 由美子	全国国公立幼稚園長会副会長
◎大日向 雅美	恵泉女学園大学大学院平和学研究科教授
尾崎 正直	全国知事会子ども手当・子育て支援プロジェクトチームリーダー、高知県知事
小田 豊	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長
柏女 霊峰	淑徳大学総合福祉学部教授
金山 美和子	NPO法人マミーズ・ネット理事・長野県短期大学講師
清原 慶子	東京都三鷹市長
木幡 美子	フジテレビジョンアナウンサー
佐久間 貴子	ベネッセスタイルケアチャイルドケア事業部長
佐藤 秀樹	全国保育協議会副会長
菅原 良次	全国私立保育園連盟常務理事
中島 圭子	日本労働組合総連合会総合政策局長
普光院 亜紀	保育園を考える親の会代表
古渡 一秀	NPO法人全国認定こども園協会副代表理事
○無藤 隆	白梅学園大学子ども学部教授
山縣 文治	大阪市立大学生生活科学部教授
山口 洋	日本こども育成協議会副会長
渡邊 廣吉	全国町村会常任理事・新潟県聖籠町長

「こども指針（仮称）ワーキングチーム」の構成員

○秋田 喜代美	東京大学大学院教育学研究科教授
荒木 尚子	全国国公立幼稚園長会副会長
池 節子	栃木県家庭教育オピニオンリーダー連合会顧問
岡上 直子	全国幼児教育研究協会副理事長
小田 豊	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長
島田 教明	日本保育協会保育問題検討委員会委員
竹下 美穂	保育園を考える親の会会員
田中 雅道	全日本私立幼稚園幼児教育研究機構理事長
藤森 平司	全国私立保育園連盟保育・子育て総合研究機構研究企画委員
松田 妙子	NPO法人子育てひろば全国連絡協議会理事
御園 愛子	全国保育士会顧問
◎無藤 隆	白梅学園大学子ども学部教授
山縣 文治	大阪市立大学生生活科学部教授
若盛 正城	NPO法人全国認定こども園協会代表理事
渡辺 英則	全国認定こども園連絡協議会副会長

※構成員であった大場 幸夫 大妻女子大学学長は、平成23年5月にご逝去

※表中の◎は座長、○は座長代理。

子ども・子育て新システムに関する基本制度案要綱(抄)

(平成22年6月29日少子化社会対策会議決定)

Ⅱ 基本設計

- 子どもの育ち・子育て家庭を社会全体で支えるため、市町村(基礎自治体)が制度を実施し、国・都道府県等が制度の実施を重層的に支える仕組みを構築する。
- 事業ごとに所管や制度、財源が様々に分かれている現在の子ども・子育て支援対策を再編成し、幼保一体化を含め、制度・財源・給付について、包括的・一元的な制度を構築する。
- 実施主体は市町村(基礎自治体)とし、新システムに関するすべての子ども・子育て関連の国庫補助負担金、労使拠出等からなる財源を一本化し、市町村に対して包括的に交付される仕組み(子ども・子育て包括交付金(仮称))を導入する。
- 給付の内容は、以下の2種類とし、すべての子どもと子育て家庭のニーズに応じて必要な給付を保障する。
 - (1) すべての子ども・子育て家庭を対象とした基礎的な給付
 - (2) 両立支援・保育・幼児教育のための給付

Ⅲ 給付設計

2 子どものための多様なサービスの提供と仕事と家庭の両立支援

(両立支援・保育・幼児教育給付(仮称))

- 幼保一体給付(仮称)や育児休業給付等、幼保一体化を含め、仕事と子育ての両立支援と、保育サービス、幼児教育を保障するために、妊娠から出産、育児休業、保育サービスの利用、放課後対策まで、切れ目のないサービスを提供する。
- (1) 産前・産後・育児休業給付(仮称)
 - 産前・産後・育児期における就業中断中においても安心して子どもを生み育てることができるよう、妊娠から保育サービスまで切れ目なく給付が受けられる仕組みとして、産前・産後・育児休業中の現金給付の一体化を、実施方法とあわせて検討する。

基本的考え方

～ 子ども・子育て新システムについて ～

子どもと子育て家庭を応援する社会の実現に向けての制度構築

子どもは社会の希望であり、未来をつくる力。

子どもの健やかな育ちは、今の社会を構成するすべての大人にとって、願いであり、喜び。

子どもの最善の利益を考慮し、すべての子どもたちが尊重され、その育ちが等しく確実に保障されることが必要。

子育ての充実感を得られるなど「親としての成長」を支援。

→ 子育てについての第一義的な責任が親にあることを前提にしつつ、子ども・子育てを取り巻く環境の変化に伴う家族や地域の子育て力の低下等を踏まえ、子育てに関する新たな支え合いの仕組みを構築

※東日本大震災でも、子どもと大人、被災者と支援者など、人と人の助け合い等の大切さが再確認されたところ

○急速な少子化の進行

- 結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状
 - ・独身男女の約9割が結婚意思を持っており、希望子ども数も2人以上。
 - ・家族、地域、雇用など子ども・子育てを取り巻く環境が変化。



○子ども・子育て家庭を社会全体で支援

子ども・子育て支援は未来への投資

結婚・出産・子育ての希望がかなう社会を実現

すべての子どもたちが尊重され、育ちを等しく保障

○子ども・子育て支援が質・量ともに不足

○子育ての孤立感と負担感の増加



- すべての子どもへの良質な成育環境を保障し、特別の支援が必要な子どもを含め、すべての子どもの健やかな育ちを実現
- 質の高い学校教育・保育の保障、地域の子育て支援の充実

・家族関係社会支出の対GDP比の低さ（日：0.79%、仏：3.00%、英：3.27%、スウェーデン：3.35%）

○深刻な待機児童問題、放課後児童クラブの不足「小1の壁」

○M字カーブ（30歳代で低い女性の労働力率）の解消



- ワークライフバランスを推進するとともに、保育の量的拡大により、待機児童を解消し、男女が子育てと仕事を両立できる社会を実現

○子育て支援の制度・財源の縦割り

○地域の実情に応じた提供対策が不十分



- 成長に応じて必要となる子育て支援の制度・財源を一元化
- 子ども・子育て会議（仮称）の設置
- 潜在ニーズを含む住民ニーズを把握、計画的な提供体制の整備（市町村が責任を果たせる仕組みに）

※「学校教育」とは、学校教育法に位置づけられる小学校就学前の子どもを対象とする教育（幼児期の学校教育）を言い、「保育」とは児童福祉法に位置づけられる乳幼児を対象とした保育を言う。以下同じ。

子ども・子育て新システムの具体的内容（ポイント）

■すべての子どもへの良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援

- すべての子ども・子育て家庭への支援
（子どものための現金給付、地域子育て支援など）
- 幼保一体化（こども園（仮称））の創設など
 - ・ 給付システムの一体化（こども園（仮称））の創設
 - ・ 施設の一体化（総合施設（仮称））の創設

⇒

- ・ 質の高い幼児期の学校教育、保育の一体的提供
- ・ 保育の量的拡大
- ・ 家庭での養育支援の充実

を達成

■新たな一元的システムの構築（基本制度案要綱に示された新システムのイメージ）

○基礎自治体（市町村）が実施主体

- ・ 市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施
- ・ 国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える

○社会全体（国・地方・事業主・個人）による費用負担

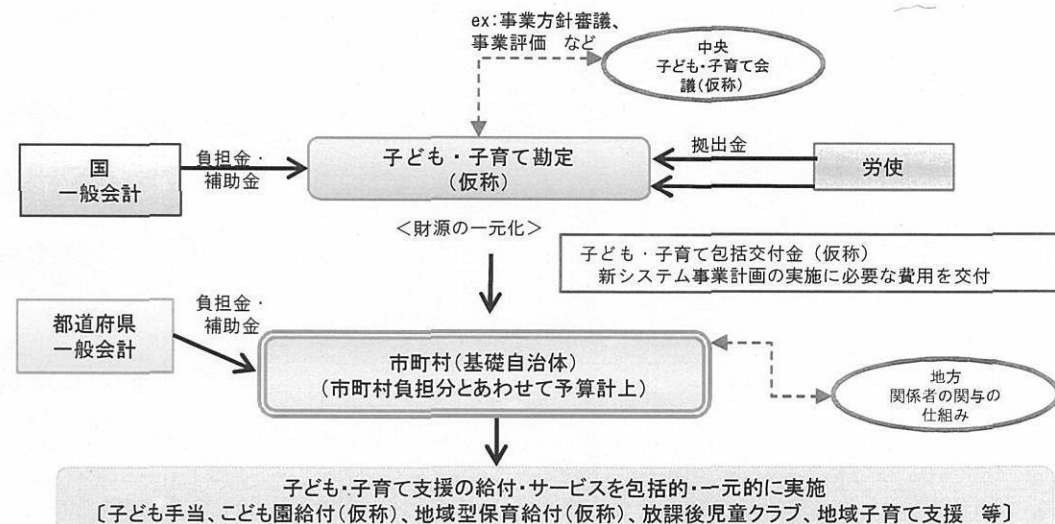
- ・ 国及び地方の恒久財源の確保を前提

○政府の推進体制・財源を一元化

- ・ 制度ごとにバラバラな政府の推進体制、財源を一元化

○子ども・子育て会議（仮称）の設置

- ・ 有識者、地方公共団体、労使代表を含む負担者、子育て当事者、関係団体、NPO等の子育て支援当事者等が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みを検討



※ 基本制度案要綱（平成22年6月29日少子化社会対策会議決定）で示された新システムのイメージ。国、地方及び事業主の負担のあり方、既存の財政措置との関係など費用負担のあり方、子ども・子育て包括交付金（仮称）については、今後、更に検討。

給付設計の全体像

■ 子どものための現金給付

■ 地域子育て支援事業(仮称)

(※) 都道府県が実施する社会的養護等の事業と連携して実施。

- ・ 地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業等（対象事業の範囲は法定）

■ 妊婦健診

■ 出産・育児に係る休業に伴う給付(仮称)

→ 将来の検討課題

■ こども園給付(仮称)

こども園(仮称)

： 総合施設(仮称)、幼稚園、保育所、それ以外の客観的な基準を満たした施設をこども園(仮称)として指定

■ 地域型保育給付(仮称)

- ・ 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

※ こども園給付(仮称)・地域型保育給付(仮称)は、早朝・夜間・休日保育にも対応。

■ 延長保育事業、病児・病後児保育事業

■ 放課後児童クラブ

こども園給付(仮称)及び地域型保育給付(仮称)の仕組み

利用者の選択に基づく給付の保障

- 給付の確実な保障＝市町村による認定
- 市町村関与の下、利用者と事業者の間の公的契約
- 市町村が適切な施設・事業の確実な利用を支援
- 利用者補助方式と法定代理受領を基本とした現物給付
- 公定価格を基本としつつ、低所得者への配慮など一定の条件の下での上乗せ徴収※

※当分の間、市町村及び社会福祉法人以外の者が設置する施設に限る。

多様な事業主体の参入による基盤の整備

- 指定事業者の仕組みの導入
(多様な給付・事業類型ごとの基準)
- イコールフットイング
 - ・ 株式会社等に係る給付への減価償却費の算入等
- 撤退規制、情報開示等の制度化
- 客観的基準による質の確保

※市町村の独自事業の取扱いは今後検討。

子ども・子育て新システムに関する中間とりまとめ(抄)
(平成23年7月27日子ども・子育て新システム検討会議作業グループ
基本制度ワーキングチーム)

Ⅱ 給付設計

○ 市町村は、子ども・子育て支援給付(仮称)及び子ども・子育て支援事業(仮称)を実施する。

1 子ども・子育て支援給付(仮称)

○ 子ども・子育て支援給付(仮称)は、個人に対する以下の給付とする。

(中略)

※ 出産・育児に係る休業に伴う給付(仮称)

○ 産前産後・育児休業中の現金給付から保育まで切れ目なく保障される仕組みの構築が課題であるが、
出産手当金(健康保険)、育児休業給付(雇用保険)の適用範囲や実施主体に違いがあること等を踏まえ、
両給付を現行制度から移行し一本化することについては将来的な検討課題とする。

子ども・子育て新システムに関する中間とりまとめについて（抄）

子ども・子育て新システムは全世代型の社会保障の構築を目指す社会保障改革において、国民の安心確保のための最優先項目の一つであり、早期に実現する必要がある。

子ども・子育て新システムについては、昨年9月より子ども・子育て新システム検討会議作業グループの下、基本制度ワーキングチーム、幼保一体化ワーキングチーム及びこども指針（仮称）ワーキングチームにおいて、「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」に掲げられた基本的方向性を踏まえて、関係者間で意見集約を図りながら、議論を重ねてきた。去る7月27日に基本制度ワーキングチームにおいて、これまでの議論の到達点として、別添のとおり中間とりまとめが行われ、給付設計や幼保一体化を中心とした制度設計が示されるとともに、今後の検討課題が明確にされたところである。

一方、6月30日には「社会保障・税一体改革成案」（政府・与党社会保障改革検討本部決定）において、子ども・子育て新システムにかかる工程表として、「税制抜本改革とともに、早急に所要の法律案を提出する」とされたところである。

今後、「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」及び別添「子ども・子育て新システムに関する中間とりまとめ」を踏まえ、費用負担の在り方などの残された検討課題について子ども・子育て新システム検討会議作業グループの下で開催されるワーキングチームにおいて検討を進め、実施主体である地方公共団体をはじめとする関係者と丁寧な協議を行い、理解を得たうえで、子ども・子育て新システムの成案をとりまとめ、恒久財源を得て早期に本格実施（それまでの間は、法案成立後、平成25年度を目途に、子ども・子育て会議（仮称）や国の基本指針など可能なものから段階的に実施）できるよう、平成23年度中に必要な法制上の措置を講じることとされている税制抜本改革とともに、早急に所要の法律案を国会に提出する。